

教育訓練給付金（専門実践教育訓練）制度について

～専門実践教育給付金が、あなたのキャリアアップを支援します～

平成31年4月1日から菟看護学校の第一看護学科・第二看護学科が対象講座として指定を受けました。

専門実践教育訓練給付制度とは、

教育訓練給付制度とは、一定の条件を満たす雇用保険の ①一般被保険者等である在職者、または ②一般被保険者等であった離職者が、厚生労働大臣の指定を受けた教育訓練講座を自己負担で受講したときに、教育訓練にかかった経費（本校では授業料）の一部等について、ハローワークから給付金の支給を受けられるという制度です。

専門実践教育訓練での 「教育訓練給付金」制度

入学前に、雇用保険に2年以上加入（上記①②ともに対象）しており、本校に入学した方

- ・授業料の50%支給
- ・看護師資格を取得し、かつ受講終了日から1年以内に被保険者として雇用された場合は、さらに20%支給

専門実践教育訓練での 「教育訓練支援給付金」制度

※平成34年3月31日までの暫定措置

左記受給資格者のうち、失業状態（上記②）で、受講開始時に45歳未満等の一定の要件を満たす場合に、訓練受講をさらに支援するために、雇用保険の基本手当の日額の80%に相当する額を支給



詳しい内容は、「厚生労働省 教育訓練給付制度」で検索してください
また、質問がありましたら、ハローワーク又は菟看護学校事務局までお問い合わせください

※申請には時間が掛かりますので、
制度の利用を検討される方は、必ず2月中にハローワークに相談してください。